

## 山口県もの忘れ・認知症相談医設置要綱

### (目的)

第1条 県は、高齢者等が日頃から受診する主治医（かかりつけ医）に対し、もの忘れや認知症に関して気軽に相談でき、より早い段階から適切な医療と介護のサービスを提供できる体制を整備するため、山口県もの忘れ・認知症相談医を設置し、地域における認知症の早期発見と容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供を促進する。

### (呼称)

第2条 前条の山口県もの忘れ・認知症相談医の呼称は、やまぐちオレンジドクターとする。

### (役割)

第3条 やまぐちオレンジドクターの役割は、次のとおりとする。

- (1) もの忘れ及び認知症に関する相談対応
- (2) 認知症患者及び家族への支援
- (3) 地域における認知症患者及び家族の支援体制への協力
- (4) 認知症疾患医療センター及び認知症初期集中支援チーム等との連携

### (認定)

第4条 やまぐちオレンジドクターは、次のいずれかの研修を修了した医師であって、様式第1号により第7条第1項の公表に同意し、県の名簿に登録した医師とする。

- (1) かかりつけ医認知症対応力向上研修
- (2) 認知症サポート医養成研修
- (3) その他前各号に類似する研修で知事が特に認めたもの

### (支援)

第5条 県は、認知症の診断・治療方法等に関する相談体制を整備するため、やまぐちPREMIUM オレンジドクターを設置する。

2 やまぐちPREMIUM オレンジドクターは、第3条に規定する役割のほか、やまぐちオレンジドクターによる認知症の診療を支援する。

3 やまぐちPREMIUM オレンジドクターは、次の要件のいずれかに該当し、様式第2号により申請して、第6条の認定審査会において認定された医師であって、第7条第1項の公表に同意し、県の名簿に登録した医師とする。

- (1) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医、又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である者若しくは今後5年以内に認知症サポート医養成研修を受講する予定のある者
- (2) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者(認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。)
- (3) 前各号に掲げる者と同等以上であると知事が認める者

(認定審査会)

第6条 県は、やまぐち PREMIUM オレンジドクターを認定するため、認定審査会を設置する。

2 県は、やまぐち PREMIUM オレンジドクターの認定審査を山口県医師会に委託することができる。

(公表)

第7条 県は、山口県ホームページ等において、やまぐちオレンジドクター及びやまぐち PREMIUM オレンジドクターの名簿を公表する。

2 県は、やまぐちオレンジドクターに対し、別記1のデザイン入りプレートを交付し、やまぐち PREMIUM オレンジドクターに対し、別記2のデザイン入りプレート及び別記3の認定証を交付する。

3 やまぐちオレンジドクター及びやまぐち PREMIUM オレンジドクターは、前項のプレートを院内に掲示するものとする。

(異動)

第8条 やまぐちオレンジドクター及びやまぐち PREMIUM オレンジドクターは、第7条第1項の名簿の登載情報に変更があった場合は、様式第3号により山口県に届け出るものとする。

2 やまぐちオレンジドクター及びやまぐち PREMIUM オレンジドクターは、県外の医療機関に異動する場合等は、様式第4号により山口県に届け出るとともに、第7条第2項のプレートを返却するものとする。

(情報の提供)

第9条 県は、第7条第1項の名簿を、市町及び地域包括支援センターに提供する。

2 県は、認知症の早期発見・早期対応を啓発するポスター等を作成し、やまぐちオレンジドクター及びやまぐち PREMIUM オレンジドクターのいる医療機関へ配布する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別にこれを定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。